

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（のり養殖施設）
発生日時	平成26年11月22日 03時04分ごろ
発生場所	播磨灘の鹿ノ瀬付近 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位224°10,500m付近 （概位 北緯34°36.3′ 東経134°49.9′）
事故の概要	ヨットイーグルは、帆走航行中、のり養殖施設に乗り揚げた。 イーグルは、舵軸に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月2日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ヨット イーグル、6.92トン 250-9198大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、不詳 乗組員A、一級小型・特定 乗組員B、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 舵軸に擦過傷 のり養殖施設 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、機関を停止し、セール2枚を張った帆走状態で、乗組員Aが主直として、乗組員Bが副直としてそれぞれ帆走当直につき、船尾甲板に立って交代で舵及び見張りを行い、小豆島東方沖に向かう針路として南西進した。 乗組員Aは、本船の右舷側に見て通過した灯浮標の灯火を、のり養殖施設の南方に敷設している鹿ノ瀬灯浮標と思い、計画通りに播磨灘推薦航路線に沿って航行しているものと思っていた。
分析	本船は、乗組員Aが、本船の右舷側に見て通過した灯浮標の灯火が鹿ノ瀬灯浮標の灯火であり、播磨灘推薦航路線に沿って航行しているものと思い、船位の確認を行わなかったことから、のり養殖施設に向けて航行していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、乗組員Aが、播磨灘推薦航路線に沿って航行しているものと思い、船位の確認を行わなかったため、本船がのり養殖施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 航行中は、物標などの位置を正確に把握して船位の確認を適切に行うこと。
--	--